

平成31年度 京都大学修学支援基金給付奨学金 募集要項

1. 趣旨・目的

京都大学修学支援基金給付奨学金は、卒業生をはじめ保護者や地域、企業・団体からの寄附に基づき、意欲と能力のある学生が経済的困窮を理由に修学を断念することがないように創設された給付奨学金です。この奨学金は、日本学生支援機構が開始する給付奨学金の対象とならない大学院生及び平成29年度以前学部入学者に対して同程度の経済支援を可能とすることを目的としています。

2. 出願資格

- (1) 本学の正規の教育課程に在籍する大学院生、学部3年次以上の学部生。
- (2) 学業優秀であること。^{※1}
- (3) 日本学生支援機構給付奨学金の家計基準を満たすこと。^{※2}
- (4) 在学年数が修業年限を超えていないこと。
- (5) 出願時に在籍する課程において、出願を行う学期及びその前の学期に京都大学通則第32条(第53条及び第53条の15において同条を準用する場合を含む。)の規定による懲戒処分を告知されておらず、かつ、出願時において処分中でないこと。なお、出願後に懲戒処分を受けた場合、当該出願資格は無効となります。

^{※1} 学業優秀の基準は以下の表による。

区分	基準
学部 2年次 以上	前年度までの修得単位数が所属学部の標準修得単位数以上、かつ次の計算式を満たすこと $\{(優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{(A^+ + A) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$
大学院生	現課程及び下位課程において、各課程の修得単位数が次の計算式を満たすこと $\{(優 + 合格) \times 3 + 良 \times 2 + 可 \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$ 又は $\{(A^+ + A) \times 3 + B \times 2 + (C + D) \times 1\} \div (全修得単位数 \times 3) \times 100 \geq 75$

^{※2} 家計基準は、家計支持者(父母共に)が住民税非課税である者とする。ただし、社会的養護を必要とする者(児童養護施設等に在籍している者-18歳時点で入所していた者-又は里親の養育を受けている者)にあつては、そのことを以って基準該当者とみなす。

3. 奨学金給付額、給付期間、採用予定人数

給付金額:年額24万円

給付期間:1年間

採用予定人数:20名程度

(寄附金の額により採用者数を決定するため、出願資格に合致している者全員に奨学金を支給するものではない。)



4. 申請・採用の流れ

【Step1】平成 31 年度民間奨学金団体の募集において申込を受け付けます。

「希望奨学金」欄で「京都大学修学支援基金給付奨学金」を選択し、申請してください。

申請期間： 在学生 平成 31 年 2 月 21 日(木)～3 月 15 日(金)16 時

新入生※ 平成 31 年 2 月 21 日(木)～3 月 22 日(金)16 時

※大学院新入生。学部からの進学者を含む

詳細は「地方公共団体及び民間団体奨学金 平成 31 年度申込案内」(下記 URL)を参照のこと。

<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/sonota.html>

【Step2】奨学生候補者となった場合は個別に連絡しますので、「住民税非課税証明書」を市区町村 役所で発行し、学生課奨学掛へご提出ください。

【Step3】審査結果の通知(7 月中旬頃に本人に通知します。)

【Step4】奨学金の支給(銀行口座への振り込み。前期分は 8 月、後期分は 11 月頃の予定)

5. 注意事項

(1)他の民間団体奨学金との併給は可能です。ただし、日本学生支援機構給付奨学金との併給は不可。

(2)休学、退学等の異動があった場合は、以下の申請窓口に申し出てください。

(3)休学したときは、休学した月の奨学金支給を休止します。ただし、休学の理由によってはこの限りではありません。また、休止となった場合、当該年度内において復学しなかったときは、受給資格を失います。

(4)次の場合は、受給資格を失います。

① 退学等により学籍を失った場合

② 京都大学通則第 32 条(第 53 条及び第 53 条の 15 において準用する場合を含む。)の規定による懲戒処分を受けた場合

③ その他奨学生として不相当であると認められる場合

(5)提出書類における虚偽の記載やこの募集要項に記載する事項に違反するなど不適切な事実が判明した場合、受給した奨学金の全部又は一部を返納していただくことがあります。

【問い合わせ先、申請窓口】

教育推進・学生支援部 学生課 奨学掛

Tel: 075-753-2536 E-mail: 840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

場所: 本部構内総合研究 10 号館 1 階 ※●印の位置

